

亀山市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

亀山市会計規則の一部を改正する規則

亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第20条の2 市長は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定しようとするときは、あらかじめ、会計管理者に協議しなければならない。これを変更しようとし、又は取り消そうとするときも、同様とする。

2 市長は、指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、同様とする。

- （1）指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
- （2）指定代理納付者に納付させる歳入
- （3）指定代理納付者に歳入を納付させる期間
- （4）その他必要な事項

第61条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表中教育委員会の部に次のように加える。

亀山幼稚園	園長
亀山東幼稚園	園長
井田川幼稚園	園長
みずほ台幼稚園	園長

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第61

条の改正規定は、平成 2 9 年 5 月 1 日から施行する。